

大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月20日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第57号

大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

大和市下水道条例施行規則（平成7年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を次のように改め、第7号を削り、第8号を第7号とする。

- (6) 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

第11条の次に次の1条を加える。

（特定施設設置等完了の届出）

第11条の2 法第12条の3第1項又は同法第12条の4に規定する届出をした者が次の各号に該当するときは、特定施設設置等完了届により、その完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 特定施設の設置を完了したとき
(2) 特定施設の構造等の変更を完了したとき

別表第3第14号様式の項の次に次の1項を加える。

第14号様式の2	特定施設設置等完了届	第11条の2
----------	------------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。